

法制史学会第 76 回総会のご案内

拝啓 陽春の候 会員の皆様におかれましては益々ご清適のこととお慶び申し上げます
さて、法制史学会第 76 回総会を下記の要領にて開催いたします。ふるってご参加くださいます
ようご案内申し上げます。

総会へのご参加にあたりましては、下記(5)にご案内の方法に従い、2025 年 5 月 2 日（金）
までにお申し込みください。準備の都合上、期限までにお手続きをお済ませくださいますようお願
い申し上げます。

なお、非会員の方も、当日会場にて参加費をお支払いいただければ、総会審議を除く、各研究報
告を傍聴していただけます。ご関心をお持ちの方々のご参加を心よりお待ち申し上げます。

敬具

(1)研究報告

第1日 2025年5月24日（土）午前9時30分 開始（午前9時開場・受付開始予定）

第2日 2025年5月25日（日）午前9時 開始（午前8時30分開場予定）

会場：明治大学駿河台キャンパス・リバティタワー6階 1063教室

（会場までのアクセスは後掲地図をご参照ください。）

参加費：1500 円

(2)懇親会

2025年5月24日（土）午後6時～午後8時

会場：明治大学駿河台キャンパス・リバティタワー23階「宮城浩蔵ホール」

懇親会費：6000 円（会費減額措置対象の若手会員は 3000 円）

(3)見学会

見学会は実施いたしません。

(4)昼食

会場にてお弁当を提供いたします。事前にご予約いただいた分のみの用意となりますので、ご
希望の方は、下記(5)の参加登録フォームからお申し込みいただき、参加費等とあわせて代金を
ご送金ください。

第1日目お弁当代（お茶付き）：1200 円

第2日目お弁当代（お茶付き）：1200 円

(5)参加登録方法と参加費等の振込について

下記のリンクないし QR コードから参加登録をお済ませください。

そのうえで、下記「合計額の計算方法」をご参考の上、参加費・懇親会費（希望者のみ）・お弁
当代（希望者のみ）の合計額をご計算いただき、下記の「振込先」にご送金ください。

参加登録と参加費等のご送金の締切とも、2025 年 5 月 2 日（金）とさせていただきます。

<参加登録フォーム>

申込登録フォームのリンク先と QR コードは次の通りです。

<https://forms.office.com/r/QB9g7tXMmY>



合計額の計算方法

参加費： 1500 円（ご出席予定のセッションの数に関わりなく、一律で 1500 円です。）

懇親会費：6000 円（なお、会費減額措置対象の若手会員は 3000 円です）

昼食（お弁当）代：1 食 1200 円

参加費に、お申込みいただいた懇親会費または昼食代を合算したものが、ご送金いただく合計額となります。

例

(1) 第1日の研究報告と懇親会、第2日の研究報告に参加し、両日ともお弁当を申し込む場合

参加費 1500 円+懇親会費 6000 円+お弁当（2 日分）2400 円=9900 円

(2) 第1日の研究報告と懇親会に参加し、第1日のお弁当を申し込む場合

参加費 1500 円+懇親会費 6000 円+お弁当（1 日分）1200 円=8700 円

(3) 第1日と第2日の研究報告に参加し、懇親会には参加せず、両日ともお弁当を申し込む場合

参加費 1500 円+お弁当（2 日分）2400 円=3900 円

(4) 第2日の研究報告に参加し、第2日のお弁当を申し込む場合

参加費 1500 円+お弁当（1 日分）1200 円=2700 円

(5) 第1日と第2日の研究報告に参加し、懇親会とお弁当は申し込まない場合

参加費=1500 円

<振込先>

銀行名：三井住友銀行（銀行番号 0009）

支店名：神田支店（店番号 219）

口座種別：普通

口座番号：3697387

口座名義：法制史学会第 76 回総会準備委員会 会計担当 小室輝久

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担いただきますよう、お願い申し上げます。

(6)宿泊

準備委員会では宿泊のお世話をいたしておりません。

(7)連絡先

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学法学部法史学研究室内

法制史学会第 76 回総会準備委員会（代表：村上一博、小室輝久、陶安あんじ）

E-mail : murakami@meiji.ac.jp (村上) tkomuro@meiji.ac.jp(小室)

会場までのアクセス

- JR 中央線・総武線／御茶ノ水駅（駅番号：JC03・JB18）下車徒歩約3分
- 東京メトロ丸ノ内線／御茶ノ水駅（駅番号：M20）下車徒歩約3分
- 東京メトロ千代田線／新御茶ノ水駅（駅番号：C12）下車徒歩約5分
- 都営地下鉄三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線／神保町駅（駅番号：I10・S06・Z07）下車徒歩約5分

【住所】〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1



総会会場：リバティタワー6階1063教室

(控室：6階1064教室)

明大通り側のリバティタワー正面入り口からエスカレーターで
6階にお上りください。

なお、リバティタワー1階ロビーのエレベーターは偶数階には停止しないため、6階へエレベーターをご利用される場合は、別のエレベーターをご案内いたします。この場合はお手数ですが、リバティタワー1階防災センターにおたずねくださるか、準備委員会までお知らせくださいるようにお願ひいたします。

MEIJI UNIVERSITY
Campus Map
明治大学
キャンパスマップ



総会プログラム

第1日：2025年5月24日(土)

- 9:00～ 会場受付開始 (於：駿河台キャンパス・リバティタワー6階 1063教室)
- 9:30～ 9:40 開会の辞・開催校挨拶
- 9:40～10:40 ［自由報告］「明治前期行政訴訟における伺指令制度について—国家賠償を例に—」
大江健斗（京都大学）
- 10:40～11:40 ［自由報告］「近代日本における家産制度論の展開—臨時法制審議会から昭和戦時期を中心に—」
白石大輝（桐蔭横浜大学）
- 11:40～12:40 ［自由報告］「郡制はなぜ消滅したのか—郡制と衆議院議員選挙区—」
白木澤涼子（北海道大学）
- 12:40～13:40 *****昼休み*****
- 13:40～17:40 ［ミニ・シンポジウム］「日本近世・近代の民事訴訟と法実務」
- 13:40～13:50 「趣旨説明」 松園潤一朗（一橋大学）
- 13:50～14:20 第1報告「室町幕府の法実務——近世の法実務への展望として」
松園潤一朗（一橋大学）
- 14:20～15:00 第2報告：「判決と相談書——江戸幕府裁判制度の運用」
大平祐一（立命館大学）
- 15:00～15:20 *****休憩*****
- 15:20～16:00 第3報告：「明治前期における民事訴訟手続の構造とその歴史的性格」
橋本誠一（静岡大学）
- 16:00～16:40 第4報告：「明治民事訴訟法（1891年）の実務——その諸相と位置付け」
水野浩二（北海道大学）
- 16:40～16:50 *****休憩*****
- 16:50～17:00 コメント 安竹貴彦（大阪公立大学）
- 17:00～17:10 コメント 林真貴子（名古屋大学）
- 17:10～17:40 全体討論
- 18:00～20:00 懇親会 (於：駿河台キャンパス・リバティタワー23階 宮城浩蔵ホール)

第2日：2025年5月25日(日)

- 9:00～10:00 ［自由報告］「明治十年代の女性苗字—『戦死者遺族調往復録』の分析から—」
酒井智大（東京大学）
- 10:00～11:00 ［自由報告］「19世紀リヨンにおける職人間の紛争処理—産業新聞からみるコンセイユ・ド・プリュドムの機能と実態—」
野原香織（帯広畜産大学）

11:00～12:00 [自由報告]「信託・前信託の法制史的起源と事務管理」
幡新大実（安田女子大学）

12:00～13:00 *****昼休み*****

13:00～15:20 [特集]「前近代西洋の強制なき法」
佐々木健（京都大学）
川島 翔（九州大学）
コメント：吉原知志（大阪公立大学）

15:20～15:40 *****休憩*****

15:40～17:10 総会

17:10 閉会の辞

報告要旨

〔自由報告〕明治前期行政訴訟における伺指令制度について—国家賠償を例に—

大江健斗（京都大学）

本報告は、明治 23 年の行政裁判所設置以前、通常の司法裁判所で扱われていた行政訴訟について検討するものである。我が国における行政訴訟は、明治 5 年司法省第 46 号達により始まったが、その後、明治 7 年司法省第 24 号達を基本法令として、明治前期行政訴訟制度は形成された。その手続上の最大の特徴は、受理不受理の決定と判決案のそれぞれについて、裁判所から司法省、そして太政官（後に内閣）へと伺をたてて指令を得るという手續をとることが義務付けられていたことである。従来の研究においては、この義務的伺指令制度そのものに言及されることがあっても、それが実際にどのように運用されていたのかについて検討されたものはほとんどない。そこで、本報告では、『公文録』や『公文雜纂』（国立公文書館蔵）に残された官庁間のやりとりの記録を検討することで、伺指令制度が実際にどのように運用されていたのかを明らかにすることを試みる。

もっとも、明治前期行政訴訟で扱われた事件内容は多種多様であり、一概に扱うのは難しい。そこで、本報告では国家賠償訴訟を例にその分析を試みる。国家賠償訴訟を取り上げたのは、ひとつには裁判例の抽出がやりやすいという事情もあるが、それに加えて次のような理由もある。すなわち、国家賠償に関する歴史的研究としては、戦前期における国家賠償の制限的な取扱いがどのように形成されてきたのかを検討するものがあるところ、明治前期行政訴訟において国家賠償がどのように処理されていたのかという点は未だ未解明であるためこの点を明らかにしたいという理由である。

本報告では、明治前期行政訴訟実務において、国家賠償訴訟はどのように処理されていたのかについて、明治前期行政訴訟の伺指令制度に基づく伺指令というやりとりに目を配りつつ検討することで、明治前期の国家賠償に関する法状況を明らかにするとともに、伺指令制度の運用の一端を明らかにすることを試みる。

〔自由報告〕近代日本における家産制度論の展開—臨時法制審議会から昭和戦時期を中心に—

白石大輝（横浜桐蔭大学）

本報告では、大正期以降を中心に盛んに行われた家産制度の導入に関する議論・法案の展開を概観する。

1919（大正 8）年に設置された臨時法制審議会の民法改正審議で導入が検討された家産制度は、不可譲渡性、不可差押性を持つ家の財産を設定できる制度であり、これにより設定財産への差押えを免れ、戸主による蕩尽を防止できるため、家の経済基盤を盤石にして家制度を維持・強化することが期待された。しかしながら、主査委員会の審議において多くの委員は、同制度を小規模農家の生活基盤強化のための社会政策立法として認識し、民法ではなく特別法に記載すべきとする意見が出たため、審議会の成果である「民法改正要綱」には盛り込まれなかった。

その後、委員が述べたように、農家のための家産制度の実現が模索され、1937（昭和 12）年には農家世襲財産法案、1942（昭和 17）年には農地世襲法案が議会に提出された。これらは概ね同

趣旨の法案であり、農地に担保が設定できないようにすることで高い利率での借金を抑制し、自作農の経済的独立を促すものであった。内容としては小規模農家を救済するための立法であるが、対米開戦以後に提案された農地世襲法案の趣旨説明では、明確に社会立法的性格を否定して「緊急ヲ要スル重大国策」であるとされている。

また、農地世襲法案と同時期に提案された農地国家管理法案も農家の生活を安定させると共に食糧生産力の増大を図るための時局的な法案であり、小作地を国有化して適正に運用し、農地の農業外目的利用を許可制として農地管理を行うことが盛り込まれた。そして、国有地を借りて農業を営む耕作人が、自己の耕地を適正規模耕地面積に達するまで他者に優先して自作地として買い取ることができるようにし、「家産制自作農」の創出が目指された。このように、家産制度は家制度の維持・強化のための施策として出発しながら、福祉的立法、戦時下の逼迫した問題への解決策、といった形でその性格を変えながら提案されてきた。

臨時法制審議会の民法改正では、個人主義の修正を図り、家や社会の利益との調整を図る改正案が多く提示され、家産制度論もその一つの現れであった。しかし、政府は制度に理解を示しつつも、農地を担保とした借金の件数の多さを看過できなかつたためか、経済統制が行われる時局においても農地を含めた不動産の融通性に制約を課す点には慎重な姿勢を取り続け、結局実現しなかつた。

〔自由報告〕郡制はなぜ消滅したのか—郡制と衆議院議員選挙区—

白木澤涼子（北海道大学）

郡制については飯塚一幸・谷口裕信の研究がある（飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館、2017年。谷口裕信『近代日本の地方行政と郡制』吉川弘文館、2022年）が、郡制がなぜ消滅したのかを明確に解説しているとは言い難い。郡制以外に、戦前に消滅した地方自治体に、水利組合・学区・法人区・財産区がある。これらは1940年地方税法制定で存在はするが、地方自治体=公法人としては消滅する（拙稿「1940年地方税法と明治地方自治体制—地方公共団体の整理と解体」『日本歴史』892号、2022年）。郡制もこれらと同じ理由で、消滅したものと考えられる。

衆議院議員選挙区について、清水唯一朗が1889年の選挙区が郡や旧藩域を基準として行われた（清水唯一朗「日本の選挙区はどう作られたのか」『年報政治学』2016-II、2016年）とする。塩出浩之は、北海道・沖縄・小笠原諸島を「属領」（塩出浩之「北海道・沖縄・小笠原諸島と近代日本—主権国家・属領統治・植民地主義」『岩波講座 日本歴史 第15巻』、岩波書店、2014年）とする。しかし普選法制定時、内務大臣若槻礼次郎は、「[植民地は] 帝国の衆議院議員に列せしむるには達して居らない…日本に於て行はれた通りに先以て地方制度…自治制度を布いて、之に訓練せしめて…然る後に国会開設…政府はまでの取扱ひとしては〔台湾、朝鮮等に〕憲法だけは行はれて居る」（『第50回帝国議会 貴族院 衆議院議員選挙法改正法律案特別委員会 第1号』1925年3月11日、3、5、11、12頁）という。植民地でも「憲法だけは行はれて居る」のであれば、「属領」とされた「北海道沖縄県及小笠原島」では、帝国憲法による排除の理由があり、逆に「一般ノ地方制度ヲ準行」しないが選挙区となつた隠岐・奄美大島・対馬には、帝国憲法により優遇すべき理由が存在したのではないか。

衆議院議員選挙法（1889）の選挙区は、市制町村制ではなく郡区町村編制法によるものである。なぜ、市制町村制ではなく郡区町村編制法の区画を用いたのか。また「第百十一条 北海道沖縄県

及小笠原島ニ於テハ将来一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマテ此ノ法律ヲ施行セス」と「北海道冲縄県及小笠原島」に地方制度が施行されなければ、参政権がないのかの説明がない。

本報告では、郡区で帝国憲法の「兵役ノ義務」を果たしたが、その後「兵役ノ義務」が郡区から郡市へ、さらに府県に移行したので、郡制が消滅したことを明らかにする。1870年「徵兵規則」では、「各道府藩県士族卒庶人」が徵兵の対象となり、「道府藩県」から徵兵されたが、うまく機能しなかった。1872年「徵兵令詔書及ヒ徵兵告諭」で、郡が登場する。「古昔郡県ノ制全国ノ丁壯ヲ募り軍団ヲ設ケ以テ国家ヲ保護」していたので「古昔ノ制ニ基キ海外各国ノ式ヲ斟酌シ全国募兵ノ法ヲ設ケ」たという。モッセの「県は人工」によるので自治体にできず、「数千年來の自然に基きたる」郡を自治団体とした理由を、徵兵の歴史から捉え直す。他に郡の徵兵事務の役割として、徵兵は二十歳で行われるが、「徵兵規則」の時点では二十歳に達した者たちが生まれた年に県は存在せず、県は分合を繰り返したため、出身を国郡で管理するしかなかった。大正期に入ってからは全ての壮丁の出生が府県制制定以降となり、郡が必要でなくなる。

さらに「陸軍管区表」と衆議院議員選挙区の変遷から、帝国憲法の「兵役ノ義務」と地方制度との関係を考察する。「陸軍管区表」には、他より「兵役ノ義務」が重い警備隊区が存在し、隠岐・奄美大島・対馬が該当する。郡と「陸軍管区表」については、袁甲幸の研究（「府県の定着と「国郡制」」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』66巻、2021年）があるが、本報告では、「陸軍管区表」と衆議院議員選挙区との関係を、選挙区に樺太・朝鮮・台湾が登場する1945年まで扱う。

郡制の「自治」が、なぜ徵兵制に必要だったのか。明治地方自治体制の「自治」は、フランスを母国とし統一国家樹立を目指す大陸型の「自治」である。従来、「自治」とされたのは、英米のアングロ・サクソン型の「自治」で、大陸型の「自治」とは構造も概念も異なる。特にドイツの大連型の「自治」は、「自治」の三要素（地方税・地方行政・名譽職）からなる（五十嵐鉱三郎〔ほか〕共著『市制町村制逐条示解』自治館、1912年、1、2頁）。先に掲げた、水利組合・学区・法人区・財産区は、地方税法により三要素のうち地方税が消滅し、水利などの地方行政も市町村に移行したことで、地方自治体=公法人として消滅した。同様に郡制は、古代からの徵兵の歴史と「自治」の三要素（地方税（血税=徵兵）・地方行政（徵兵事務）・名譽職（名譽職徵兵參事員））で「兵役ノ義務」を果たしたが、その後「兵役ノ義務」を果たす公法人が、郡制から府県に移行する。徵兵制には、古代からの歴史と「自治」が必要であった。

〔ミニ・シンポジウム〕日本近世・近代の民事訴訟と法実務

趣旨説明

松園潤一朗（一橋大学）

本シンポジウムでは、日本近世・近代における民事訴訟を主題として、法実務という観点から議論を行う。特に近世・近代における法実務の規準・手続・実態や扱い手などを取り上げ、近世から近代への持続と転換、さらにはその現代的意味を考えたい。

前近代日本においては体系的な成文法の不在や、実体法と手続法の未分離といった条件のもと、各種の慣習・慣行や手續が形成され、発達した。中世以来の武家法の発展を基礎に、近世になると、民事訴訟に相当する出入筋では膨大な訴訟への対応から本公事・金公事などの類型的な実務処理の枠組みが形成された。しかし私権保護のための抽象的・体系的な実体法は存在せず、手続法が

上位に位置する。よって法規に共通する法原理や、等しき案件を等しく扱う正義・平等の原理を探求する法学（法解釈学）は成立しなかったものの、実務を支える法的処理の技術ないし論理の体系である、「実務法学」とも呼ばれる固有の法運用が成立した（神保文夫『近世法実務の研究 上・下』汲古書院、2021年）。

明治維新以降西洋近代法の継承による民事訴訟の近代的な転換が行われるが、近世以来の法実務も存続し、法継承の基盤をなした。司法制度の構造として、「伺・指令型司法」（大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、2013年）や「垂直的手続構造」（橋本誠一『明治初年の裁判——垂直的手続構造から水平的手続構造へ』晃洋書房、2017年）の存続が指摘され、目安糺の継続や、内済と勧解の連続性の問題などが論じられてきた。民事訴訟法の継承や運用、法改正においても実務からの影響が見受けられる。法実務に必要な知識・技術・書式などを指南する著作（「実務向け文献」）の意義なども明らかにされている（水野浩二『葛藤する法廷——ハイカラ民事訴訟と近代日本』有斐閣、2022年）。

以上のような新たな研究視角とともに、近年では各時代におけるさまざまな裁判記録の分析も進んだ。本シンポジウムでは、前近代について中世と近世、近代について明治民事訴訟法施行（1891年）の前と後という形に区分し、各時期についての報告と、近世法と近代法のそれについてのコメントの後、全体討論を行う。

報告では、近世については特に法実務の観点から、室町幕府の訴訟類型や奉行人らによる「意見」手続、近世の法実務への展望、次いで江戸幕府の裁判における奉行たちの「相談書」に基づく合議が論じられる。また、近代の民事訴訟について、明治維新から明治民訴法施行以前の時期における手続の構造的特徴や歴史的性格、法令・慣例の双方からみた手続の実態、次いで明治民訴法期（1891～1929年）における実務とその評価が母法ドイツ（とオーストリア）の状況をふまえて論じられる。

前近代法とその持続という側面に関しては、西洋とは異なる形で分節されていた民事訴訟と刑事訴訟の関係も扱われる。民事訴訟法の体系を生み出し、法学と実務の分離などが生じた西洋法との比較から、日本の法実務の歴史的展開が有する特質を見出すこと也可能であろう。日本の前近代法や近代法継承について実証的に理解を深め、比較法史的な観点からその特徴を議論する機会にしたい。

<第1報告>室町幕府の法実務——近世の法実務への展望として

松園潤一郎（一橋大学）

室町幕府の法実務をめぐっては、裁判の手続や記録の作成、実務の担い手である奉行人などの研究が積み重ねられているが、法実務の特質に関する議論は少ない。先行研究では、奉行人らが將軍に判決原案などを答申する手続である「意見」について法の解釈・適用における「純法理主義的傾向」や「判例主義」といった評価がなされた。この議論に対しては室町幕府の法が体系性を有さないことなどについて批判があるが、十分に議論がなされているとは言い難い。

本シンポジウムの課題である、前近代日本の法実務の歴史的な位置づけや比較史的な特徴づけを行うため、本報告では、近世法に先行する、室町幕府の法や実務を取り上げ、先行研究に基づいて近世の法実務の特徴を確認した上で、中世と近世の法実務の比較や歴史的な位置づけを行うことを課題とする。

主要な論点は、室町幕府の訴訟類型と法運用の2点である。(1)訴訟類型：室町幕府の訴訟類型のうち、債権債務関係をはじめとした民事訴訟に相当する雜務沙汰について分析を行い、雜務沙汰における訴訟処理の枠組みの形成を論じる。(2)法運用：奉行人らによる意見状の内容の分析を行う。土地に関する領主の訴訟は主に將軍の親裁機関である御前沙汰で扱われたが、「意見」における先例主義的な法運用や、「法」と称された制定法や慣習などの法源を具体的に分析する。また、同じく御前沙汰の管轄下にあった検断沙汰（刑事訴訟）について戦国時代における運用と裁判例の集積に論及したい。

検討を通じて、室町幕府における民事訴訟の類型や「法」の観念、法運用における先例主義を指摘する。その上で、近世の法実務について、類型的な訴訟処理の枠組みが形成された民事手続（出入筋）や、判例主義的な法運用を特徴とする刑事手続（吟味筋）と室町幕府の法実務との対比を行いたい。これらによって近世の法実務の形成を展望する。

<第2報告>判決と相談書——江戸幕府裁判制度の運用

大平祐一（立命館大学）

本報告は、江戸幕府の評定所や三奉行所の裁判において用いられた相談書について、それが裁判の中でどのように用いられ、どのような役割を果たしたのかを明らかにしようとするものである。江戸幕府の裁判については裁判手続の開始から終了に至るまで、多くの研究蓄積があり、そこで用いられる相談書について多くの研究者が様々な形で言及している。しかし、裁判の最終局面で登場する相談書についてはまとまった研究は見られない。そのため裁判の全過程の中で裁判官による合議という場面が今ひとつはっきりせず、裁判過程の全体像の中の重要な一部分が空白のままであると言っても言い過ぎではない。

本報告ではこうした空白の部分を少しでも埋めることができるように以下の点について述べる予定である。(1) 江戸幕府の評定所や三奉行所の裁判では相談書に基づき奉行たちの合議がなされ、合意が形成されるとそれにに基づき判決が申渡され、訴訟当事者は請証文を提出し控えを受ける。相談書は判決文、請証文の基礎になる文書であり、判決決定のための基本文書であった。(2) 裁判では、相談書に基づく奉行たちの合議が済んで判決申渡しまでの期間はそれほど長くなく、むしろ吟味期間の方が長かった。合議が済んだその日に判決申渡しが行われることも少なくなかった。(3) 寺社奉行所の裁判では判決決定に際し担当奉行が相談書を同役奉行たちに回覧して意見を求めた。異議があれば修正して再回覧し、異議がなければ相談書に基づき判決を申渡した。(4) 従来、評定所公事や奉行の内寄合公事は合議制、奉行の手限公事は奉行の単独裁判といわれてきた。しかしこの単独裁判でも判決決定につき同役奉行たちによる合議が行われていた。こうしてみると、合議制という観点から江戸幕府の裁判像を改めて検討してみる必要があるのではなかろうか。以上のようなことを述べてみたい。

<第3報告>明治前期における民事訴訟手続の構造とその歴史的性格

橋本誠一（静岡大学）

本報告は、明治維新以後1890年民事訴訟法施行以前の時期（明治前期）における民事訴訟手続の構造的特徴を解明し、その歴史的性格について考察することを課題とする。その考察に当たって

は、当該時期が近世から近代への移行期であることから近世と近代の連続・非連続について留意する必要があることはいうまでもない。同時に、当該時期すでに近代西洋法の継受が始まっていることから比較法的視点も不可欠である。

上記の課題に取り組むため、本報告は分析枠組として「垂直的手続構造から水平的手続構造への移行」を提起する。このうち前者の核心は垂直的関係にある職階・機関が一体的に訴訟手続の担い手となっている点にあり、後者は裁判官が独立して職権行使することをその核心とする（拙著『明治初年の裁判』晃洋書房、2017年、参照）。

本論ではまず廃藩置県前の民事訴訟手続を、中央と地方に分けて概観する。廃藩置県前に固有の問題として、中央集権化の不徹底、換言すれば強固な地域性の残存に留意する必要があるからである。

1871年7月司法省設置と廃藩置県により維新政府は全国の裁判権を一元的に掌握した（中央集権化の完成）。それにともない各種単行法令（1872年司法職務定制、1873年訴答文例、1877年控訴上告手続等）が制定され、民事訴訟手続の体系が徐々に形成されていった。そこでまずこれら単行法令を先行研究に学びながら時系列的に整理し、その歴史的変遷過程を確認する。

ただ、民事訴訟法施行以前の民事訴訟手続は単行法令だけでなく実務上の慣例によっても形成されていたことから、前者を見ただけでは当時の訴訟手続の全容を知ることはできない。そこで、その欠を埋めるため、本報告は「現行民事訴訟手続及カード氏意見書」（『日本近代立法資料叢書』22、商事法務研究会、1985年）に注目する。これにより1885年頃における民事訴訟手続の一法令・慣例の両方を含む一全容を確認することができるだろう。そのうえで本報告の分析枠組にとつて重要な論点と事実について指摘する。

ついで国際日本文化研究センター「民事判決原本データベース」（とくに裁判言渡書案）を活用することによって、上記論点に関する—1875年から1880年代にかけての一通時的考察を加えた

い。

最後に、本報告の分析枠組「垂直的手続構造から水平的手続構造への移行」に立ち帰り、これまでの考察結果を踏まえて、明治前期民事訴訟手続の構造とその歴史的性格について本報告の結論を述べるとともに残された課題を指摘したい。

<第4報告>明治民事訴訟法（1891年）の実務——その諸相と位置付け

水野浩二（北海道大学）

明治民事訴訟法（現行法（1998年）からみた「旧旧法」）、そしてそれを支える司法制度として裁判所構成法（1890年）・弁護士法（1893年）などの施行により、わが国は学説（法学）と制度（立法）のレベルでは、近代大陸法的民事訴訟の継受を一通り完了した。本報告では明治民訴法期（1891～1929年）、つまり継受された西洋近代的民事訴訟の定着期における実務、そしてその評価について論じる。具体的には、「近代大陸法的民事訴訟の原則」とみられた当事者主義と口頭主義に関する内容を取り上げる。その際、前近代日本には存在しなかった〈法学vs. 実務〉という対立軸が明確になった時期であることに鑑み、中世末期以来数百年をかけて法学に基づく民事訴訟への道を歩んできた母法国ドイツ（とオーストリア）の状況を、限定的にではあるが参考することを試みる。

争点整理や事実認定のあり方には問題があると捉えられ、裁判官が適切な争点整理や事実認定を実現するために一定程度まで積極的に介入することへの期待は、民事訴訟に関与する人々の間では広く共有されていた。特に明治民訴法では母法と異なり本人訴訟が無制限に認められており、弁護士の数や資質、予防法学的配慮、法知識へのアクセス可能性などにも、母法国とはかなりの相違があったと考えられる。他方、歴史的な与件の大きな相違にもかかわらず、母法国と日本の民事訴訟実務で問題になっていた論点には広範な類似がみられるのも事実であり、それゆえに明治民訴法の改正作業（「旧法」（1929～97年）に結実する）においては、ドイツやオーストリアのあり方が参考され得た。このような認識に基づき、今日に至るわが民事訴訟実務のあり方や、13世紀以来法的な民事訴訟手続を持ってきた西洋における実務の位置づけなどについても、論を及ぼしてみたい。

〔自由報告〕明治十年代の女性苗字—『戦死者遺族調往復録』の分析から—

酒井智大（東京大学）

夫婦同氏制を定めた旧民法（明治23年、1890年）・明治民法（明治31年、1898年）制定以前には、明治9年（1876年）の太政官指令により夫婦別氏制が採用されていたというが、日本近代法史学の通説となっている。そこで問題となるのは、明治民法の起草者たちが、明治9年太政官指令の存在は認識しつつも、「實際ノ慣習」「慣習法」とは異なるとして重視せず、夫婦同氏制の規定によって原則の転換が起こったわけではないと捉えていたことである。

かような民法起草者たちの認識には果たして根拠があったのか否かを吟味する手掛かりとして、本報告では、『戦死者遺族調往復録』という史料を中心的素材に、女性の苗字について明治十年代にどのような意識が人々に存在したのかを考察する。

『戦死者遺族調往復録』（東京大学法学部法制史資料室所蔵）は、明治13年（1880年）から14年にかけて、陸軍省の求めに応じて東京府が管内の西南戦争戦死者につき遺族の構成を調査した記録であり、遺族全員の「姓名年齢」を列記した戸主の届けが取りまとめられ、関連文書と共に編綴されている。そこには、人々が女性の苗字をどのように表記しようとしたかについての、士族／平民、都市居住者／農村居住者を含む、百件以上の多様なサンプルを見出すことができる。しかもその中には、女性が苗字について持っていた意識を反映していると考え得る事例も存在する。これらのサンプルを分析し、戸籍との関係や同時期の他の史料と照らし合わせつつ、近世までの状況についての先行研究も踏まえて、明治十年代における女性苗字に関する意識の布置とその意味について考察することを目指す。

〔自由報告〕19世紀リヨンにおける職人間の紛争処理—産業新聞からみるコンセイユ・ド・プリュドムの機能と実態—

野原香織（帯広畜産大学）

フランスのコンセイユ・ド・プリュドム（conseil de prud'hommes）は、中世の都市における職人集団内部での紛争解決組織に起源をもち、革命後は一旦廃止されたがリヨンの絹織物職人がナポレオン一世にその復活を請願し、1806年3月18日の法律によってリヨンに設置された。その後は

産業が盛んな都市を中心に拡大し、現在は個別的労働紛争を主たる管轄事項とする例外裁判所としてフランス全土に置かれている。

これまで、初期のコンセイユ・ド・プリュドムは、選出される判事の人数構成や賃金の支払等について争いがあるときは雇主の主張が採用されるとする民法典旧1781条の規定から、「労使間の紛争を中立的立場から裁くというよりは、主として傭い主のための裁判所であった」とみられてきた（たとえば、滝沢正『フランス法 第5版』三省堂、2018年）。こうした従来の見解に対しては、コンセイユ・ド・プリュドムによる紛争処理は職業慣習にもとづいておこなわれ、その結果はむしろ職人に有利であったという実態にもとづいた研究が近年出されている（Alain Cottreau, « Les Prud'hommes au XIXe siècle : une expérience originale de pratique du droit », *Justice*, No 8, 1997.など）。ただし、これらの先行研究はいずれも、コンセイユ・ド・プリュドムが労働者に規律的であったか、保護的であったかに着目する点で共通しているといえよう。

他方で、創設期のコンセイユ・ド・プリュドムは、職人間の紛争解決（司法的機能）だけでなく、産業における不正行為の防止・取締（行政的機能）や、同業者間における規範の確立（立法的機能）といった役割を果たすことも期待されていた。

本報告では、労働者対使用者の対立構造にとらわれない初期コンセイユ・ド・プリュドムの実相を、19世紀リヨンにおける絹織物業の産業新聞記事を主な素材として検討する。それにより、①紛争当事者である職人層はコンセイユ・ド・プリュドムに何を求めていたのか、②同業者の評議会（conseil）による紛争解決がいかにして近代的司法システムに組み込まれていったのか、その一端を明らかにすることを試みたい。

なお、*conseil de prud'hommes*は「労働裁判所」「労働審判所」「賢人評議会」などの訳語があてられることが多いが、内容にもかかわり本報告では「コンセイユ・ド・プリュドム」と表記する。

〔自由報告〕信託・前信託の法制史的起源と事務管理

幡新大実（安田女子大学）

本報告は、英米信託法の起源として、ローマ法の事務管理の影響の程度について考察する。英國意思決定能力法（Mental Capacity Act 2005）5条と日本民法697条を比較すると、両者において「本人意思」の確認を優先する構造や「最善の利益」と「最も本人の利益に適合する方法」という用語の類似性がみられる。これは偶然なのか、それとも法制史的な必然性があるのか。日本法は法典調査会で参照された外国法を分析する。英国法は上記立法制定前の主要判例からその先例を遡る。それは、制限能力者の不妊手術をめぐる未成年B事件（*In re B (A Minor) (Wardship: Sterilisation)* [1988] AC 199）と成年F事件（*In re F (Mental Patient: Sterilisation)* [1990] 2 AC 1）の2つの貴族院判決である。未成年B事件の先例を遡ると、大法官裁判所が財産管理と身上監護の両者にいわば国王親権（*parens patrie jurisdiction*）を行使していた（*In re Spence* (1847) 2 Ph. 247）。なお大法官裁判所は衡平法を司り、信託受託者は受益者の最善の利益のために信託財産を管理運用する（*Sculthorpe v. Tipper* (1871) LR 13 Eq 232）。国王親権は未成年と成年とを問わなかつたが、1959年精神衛生法の施行に伴い、それを継承した保護裁判所の管轄から成年身上監護事件が外れた。その穴を埋めたのがF事件判決（[1990] 2 AC 1）で、ゴフ判事はローマ法の事務管理（*negotiorum gestio*）に言及し（75）、それが「コモンロー」上の必要代

理権 (agency of necessity) に当たると主張した。その典拠は、高等法院と枢密院の判例で、日本商法 711 条 1 項「船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない」と同趣旨であった。高等法院の先例を辿ると、「大陸法系」(civilian) の海事裁判所 (Court of Admiralty) の判例 *The Grattitudine* (1801) 3 C. Rob. 240 があり、船長の弁論は、オレロン海法、海上領事館法 (Consolato de Mare)、アントワープ海法布告、スウェーデン法、イングランド海事裁判所の黒本に言及しつつ、それが全ヨーロッパ共通の海事法であると主張し、それを「信託」とも表現した。そこで、本報告では、ローマ法源 (ユ帝法学提要 3 卷 27 章や学説彙纂 3 卷 5 章) 等に遡って、事務管理の信託への影響の程度を測りたい。その上で、古代ローマ人の重んじた名譽に基く義務に起源を有すると考えられる事務管理は、近代意思主義の「契約の時代」には脇役にとどまっていたが、現代において、医療関係者を含めて職業的・専門的名譽を基礎とするプロフェッショナルの民事責任の根拠となり得るのかどうか（「フィデューシャリーの時代」）を議論したい。

〔特集〕前近代西洋の強制なき法

佐々木健（京都大学）
川島 翔（九州大学）

本企画は、科研費による共同研究「強制なき法：西洋古代・中世における民事執行と判決履行」の中間報告という側面を持つ。「強制なき法は燃えない火」とのイエーリングによる言に対し、古代ローマや中世キリスト教会の法では、国家による執行は前提とされていない。法制度、政治体制、裁判に基づく任意履行を促す仕組みに着目し、権利実現のシステムを包括的多面的に検討することは、翻って国際法、ソフトローなど、様々な法源の在り方を洞察し理解することにも資する。このように、現代社会との対話にも開かれた歴史的視座を提供することも、本企画の趣旨に含まれる。

とは言え、本企画の主眼は、欧州前近代にある。執行機関を国家が用意せずとも、判決が履行されていたのであれば、そこに法を見出ることは妨げられない。訴訟以前に注目する「前段の司法」、あるいは第 73 回総会で論じられた「司法利用」との対比では、「司法の後段」ないし「判決履行」に着目する点に、本企画の特色がある。

限られた時間で議論を深化させるため、今回は、古代ローマにおける「宣誓」と「担保」、中世カトリック教会における「裁判上の自白」を素材に、2 本の報告と 1 名のコメントなどで論点整理を提示し、参加者との討議を重視する。史料には、判決や和解の内容を確認する証書、こうした実務を反映した註釈書の痕跡が少なくない。加えて、民事手続の総体を把握し、利害関係者にとって法や裁判が持つ価値を政治制度全般との関係で整理することは、法制史的アプローチにとっても有益である。そこで、本企画では、(1) 和解調書に相当する古代ローマの「宣誓」を分析し「債務名義」に相当する効果を果たしたと指摘する佐々木報告、(2) 中世における裁判上の自白 (confessio in iure) に関する理論と実務が執行証書の原型を基礎づけたことを描く川島報告を提示し、(3) 民事法学者の吉原氏のコメントにより、物権的請求権や担保設定との関連を現代法

の用語で解説して頂く。これを基礎に、全体討論にて問題の理解と見通しが深まるこことを期待する。

参考文献：

- ・佐々木健「ティベリス氾濫とローマ的差止（又は妨害排除、あるいは物権的請求権）」法学論叢192巻1～6合併号（2023年）、
- ・上記論考に対する吉原知志氏による書評『ローマ法雑誌』第5号（2024年）、
- ・佐々木健「ローマ的「債務名義」、和解としての宣誓（*jusjurandum*）：古代ローマ民事手続法序論（一）（二）（三・完）」法学論叢195巻5号、6号、196巻1号（2024年）、